家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年3月22日告示第328号）

最終改正:令和2年9月29日告示第603号

改正内容:令和2年9月29日告示第603号 [令和2年10月1日]

○家畜人工授精に関する講習会等に関する規程

昭和35年3月22日告示第328号

改正

昭和55年7月15日告示第877号
昭和59年9月25日告示第840号
昭和61年12月12日告示第1182号
平成2年3月27日告示第268号
平成4年12月25日告示第1102号
平成5年3月30日告示第330号
平成6年3月31日告示第324号
平成8年3月15日告示第244号
平成9年7月11日告示第702号
平成12年3月31日告示第287号
平成14年3月29日告示第326号
平成18年3月31日告示第484号
平成19年7月20日告示第566号
平成22年3月31日告示第316号
平成28年5月27日告示第498号
令和2年9月29日告示第603号

家畜人工授精師養成講習会規程を次のように定める。

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程

（趣旨）

第1条　この規程は、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により県が行う家畜人工授精に関する講習会及び家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会(以下「講習会」という。)並びに修業試験に関し必要な事項を定めるものとする。

（講習会の家畜の種類及び期日等）

第2条　講習会は、牛について実施する。

2　講習会は、毎年知事が適当と認めた時期に実施する。

3　講習会の実施に関し必要な事項は、講習会の20日前までに告示する。

（講習会の科目及びその時間）

第3条　講習会の科目及びその時間は、別表のとおりとする。

（定員）

第4条　講習会の定員は、その都度知事が定める。

（受講資格）

第5条　家畜人工授精に関する講習会は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

(1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

(2)　学校教育法による中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者で知事が指定する試験研究機関等において家畜人工授精の実習に2年以上従事したもの

2　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会は、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格した者でなければ受けることができない。

（願書）

第6条　講習会の講習を受けようとする者(以下「受講希望者」という。)は、家畜人工授精に関する講習会(家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会)受講願書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)　履歴書(様式第2号)

(2)　最終学校の卒業証明書

(3)　前条第1項第2号に該当する者にあっては、職歴証明書(様式第3号)

(4)　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の講習を受けようとする者にあっては、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格していることを証する書類

（選考）

第7条　受講希望者が定員を超える場合は、選考する。

2　選考方法は、知事が定める。

（受講及び修業試験免除申請書）

第8条　家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第24条の2第1項又は第2項の規定による講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとする者は、受講及び修業試験免除申請書(様式第4号)に、同条第1項の規定による免除の場合にあっては学校教育法による大学その他農林水産大臣の指定する教育機関において当該免除に係る科目を修めたことを証する書類を、同条第2項の規定による免除の場合にあっては他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格していることを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（修業試験の合格証明書）

第9条　知事は、講習会の課程を修了し、その修業試験に合格した者に合格証明書(様式第5号)を交付する。

附　則

1　この規程は、昭和35年4月1日から施行する。

2　家畜人工授精師養成講習会規程(昭和29年岩手県告示第683号)は、廃止する。

附　則(昭和55年7月15日告示第877号)

この告示は、昭和55年7月15日から施行する。
附　則（昭和59年9月25日告示第840号）
この告示は、昭和59年9月25日から施行する。
附　則（平成2年3月27日告示第268号）
この告示は、平成2年4月1日から施行する。
附　則（平成4年12月25日告示第1102号）
この告示は、平成4年12月25日から施行する。
附　則（平成5年3月30日告示第330号）
この告示は、平成5年4月1日から施行する。
附　則（平成6年3月31日告示第324号）
1　この告示は、平成6年4月1日から施行する。
2　この告示による改正後の家畜人工授精に関する講習会等に関する規程に定める様式は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
附　則（平成8年3月15日告示第244号）
この告示は、平成8年4月1日から施行する。
附　則（平成9年7月11日告示第702号）
この告示は、平成9年7月11日から施行する。
附　則（平成12年3月31日告示第287号）
この告示は、平成12年4月1日から施行する。
附　則（平成14年3月29日告示第326号）
この告示は、平成14年4月1日から施行する。
附　則（平成18年3月31日告示第484号）
この告示は、平成18年4月1日から施行する。
附　則（平成19年7月20日告示第566号）
この告示は、平成19年7月20日から施行する。
附　則（平成22年3月31日告示第316号）
この告示は、平成22年4月1日から施行する。
附　則（平成28年5月27日告示第498号）
この告示は、平成28年5月27日から施行する。
附　則（令和2年9月29日告示第603号）
この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1　家畜人工授精に関する講習会の科目及びその時間

区分		科目	時間
学科			時間
	一般科目	畜産概論	4
		家畜の栄養	3
		家畜の飼養管理	3
		家畜の育種	7
		関係法規	5
	専門科目	生殖器解剖	5
		繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）	13
		精子生理（雄繁殖生理）	7
		種付けの理論（妊娠と分娩）	4
		家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	17
実習		家畜の飼養管理	4
		家畜の審査	7
		生殖器解剖	4
		発情鑑定	6
		精液精子検査法	8
		家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	45

2　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の科目及びその時間

区分	科目	時間
学科		時間
	体内受精卵移植概論	8
	受精卵の生理及び形態	16
	体内受精卵の処理及び保存	16
	受精卵の移植	8
実習	体内受精卵の処理及び保存	50
	受精卵の移植	26

様式第１号（第6条関係）

年　　月　　日

岩手県知事　　　　　　様

岩　手　県 収入証紙 はり付け

住　　所

ふりがな

氏　　名

家畜人工授精に関する講習会（家畜人工受精及び
家畜体内受精卵移植に関する講習会）受講願書

年　　月　　日から開催される家畜人工授精に関する講習会（家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会）を受けたいので関係書類を添えて願い出ます。

注　所管する広域振興局長を経由して提出すること。ただし、県外に住所を有する場合は、この限りでない。

（A４）

様式第２号（第6条関係）

履　　　　　歴　　　　　書

<table>
<tr><td colspan="2">（ふりがな）
氏　　　　名</td><td>性別</td><td>男・女</td><td rowspan="2">写真はり付け
（縦4.0センチメートル、横3.0センチメートルとし、出願前３月以内に脱帽で正面から撮影したもの）</td></tr>
<tr><td colspan="4">年　　月　　日生（満　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="5">本　　籍</td></tr>
<tr><td colspan="4">住　　所</td><td>電話　　　局　　　番
（　　　　方呼出）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学　　歴</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">職　　歴</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">賞　　罰</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　名

（Ａ４）

様式第３号（第6条関係）

職　歴　証　明　書

氏　　　　　　名

年　月　日生

勤　務　期　間（実習）	勤　務　場　所（実習）	職　名　等	職務の内容
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			
年　月　日 ～　年　月　日			

上記のとおり勤務実習したことを証明します。

年　月　日

試験研究機関等の長　　　　　　㊞

（Ａ４）

様式第４号（第8条関係）

年　　月　　日

岩手県知事　　　　　　様

住　　所

ふりがな
氏　　名

受講及び修業試験免除申請書

　　　　　年　　月　　日から開催される次の講習会について、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第24条の２第１項（第２項）の規定による講習会の受講及び修業試験の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　講習会の別

２　免除に係る科目

（Ａ４）

様式第５号（第9条関係）

第　　　　号

合　　格　　証　　明　　書

本籍（都道府県名）

氏　名

年　　月　　日生

１　講習会の別

２　家畜の種類

３　講習会の開催場所

４　講習会の開催期間　　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

上記の講習会の課程を終了し、その修業試験に合格したことを証明します。

年　　月　　日

岩手県知事　氏　　　　　　　名㊞

（Ａ４）